

第2期秋田市耐震改修促進計画

[令和3年度～令和7年度]

令和3年3月

秋田市都市整備部建築指導課

◆目 次◆

1	計画の概要	1
(1)	計画の背景	1
(2)	計画の目的	3
(3)	計画の位置付け	3
(4)	対象建築物	3
2	秋田市で想定される地震の規模および被害の状況	9
(1)	想定される地震の規模	9
(2)	想定される被害の状況	9
(3)	地震災害に対する積雪の影響	11
3	住宅・建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標	14
(1)	住宅の耐震化の現状と目標	14
(2)	特定建築物の耐震化の現状と目標	15
(3)	公共建築物の耐震化の現状と目標	18
(4)	危険ブロック塀等の現状と目標	19
(5)	耐震化に向けての課題	20
4	住宅・建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策に関する事項	22
(1)	耐震化促進に係る基本的な取組方針	22
(2)	耐震化促進に向けた各主体の役割	22
(3)	優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定	23
(4)	重点的に耐震化すべき区域の設定	25
(5)	民間建築物の耐震化の促進を図るための施策	26
(6)	公共建築物の耐震化の推進	30
(7)	地震時の総合的な安全対策に関する施策	31
5	住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及	33
(1)	地震防災マップ等の作成・公表	33
(2)	相談体制の整備および情報提供の充実	34
(3)	産・学・官の連携による耐震改修の推進	34
(4)	リフォームにあわせた耐震改修の誘導	38
(5)	家具等の転倒防止策の推進	38
(6)	町内会等との連携策・取組支援策	39
6	耐震改修促進法および建築基準法による指導方針	40
(1)	耐震改修促進法による指導等の実施	40
(2)	耐震改修促進法による指導等の実施方法	40
(3)	耐震改修促進法による公表	40
(4)	建築基準法による勧告・是正命令	41
(5)	建築基準法による定期報告の活用	41
7	その他建築物の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項	42
(1)	耐震改修促進協議会の設置	42
(2)	その他	42

1 計画の概要

(1) 計画の背景

平成7年1月17日の未明に発生した阪神・淡路大震災では、地震により6,434人もの尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割にあたる4,831人が住宅や建築物の倒壊等によるものでした。

特に、昭和56年の建築基準法改正による「新耐震設計法」（以下「新耐震」という。）以前に建築された建築物に大きな被害があったことから、国民の生命、身体および財産の保護を目的とし、建築物の耐震改修を円滑に推進するために「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）が平成7年10月27日に公布され、同年12月25日より施行されました。

その後も、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震、平成30年6月の大阪府北部地震など大規模な地震が全国各地で頻発し、多くの被害が発生しています。我が国において、大規模な地震はいつ、どこで発生してもおかしくない状況になっており、住宅・建築物の耐震化が最も重要な課題であり、緊急かつ最優先に取り組むべきものとなっています。

国においては、平成18年に耐震改修促進法を一部改正（平成17年11月7日公布、平成18年1月26日施行）し、この改正により、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。）」が示され、住宅および多数の者が利用する一定規模以上の建築物（以下この項において「特定建築物」という。）の耐震化率の目標が定められたほか、都道府県による耐震改修促進計画の策定が義務付けられました。これを受けて、秋田県では平成19年3月に「秋田県耐震改修促進計画」（以下「県促進計画」という。）を策定しています。

本市においては、平成19年12月に「秋田市耐震改修促進計画」（以下「第1期市促進計画」という。）を策定し、建築物の耐震化の促進に向けて、平成19年度から令和2年度までの14年間に以下のような取組を実施してきました。

【これまでの主な取組】

- 公共建築物の耐震診断、耐震改修の実施

災害時の対策拠点となる各庁舎や学校施設、公営住宅をはじめとする公共建築物について、耐震診断および耐震改修を実施しました。

- 秋田市木造住宅耐震改修等事業

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断士の派遣や、耐震改修設計および耐震改修工事に対する補助を実施しました。

- 秋田市要緊急安全確認大規模建築物耐震化促進事業
耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断と耐震改修工事に対する補助を実施しました。
- 相談体制の整備および情報提供の充実
耐震診断および耐震改修に関する相談窓口を設置し、また、啓発資料やホームページ等を活用した情報提供の充実を図りました。

※ 取組の詳細については、「4 住宅・建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策に関する事項」および「5 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及」に記述します。

これらの取組により、第1期市促進計画で定めた住宅および特定建築物の耐震化率の目標値に対する実績は、次のようになります。

表1-1 住宅および特定建築物の耐震化率（第1期市促進計画）

	目標耐震化率	【実績】耐震化率（見込）
住宅	90%（令和2年度末）	87.6%（令和2年度末）
特定建築物 （多数の者が利用する建築物）	95%（令和2年度末）	93.0%（令和2年度末）

住宅および特定建築物の耐震化率は、目標値に届かない見込みです。震災時の被害が懸念される旧耐震基準の住宅および特定建築物について、改めて耐震化率の目標値を定め、耐震化の促進に向けた取組を継続して実施する必要があります。

本市では、全県で死者104名の被害をもたらした昭和58年5月の日本海中部地震以来、大きな地震災害は発生していませんが、秋田県沖ではこれまで大きな地震が発生していない「地震の空白域」が指摘されています。大規模な地震の発生に備え、建築物の地震に対する安全性の向上をより一層促進するため、第1期市促進計画によるこれまでの取組を評価したうえで、令和3年度以降の5カ年を計画期間とする「第2期秋田市耐震改修促進計画」を新たに策定しました。



文部科学省地震調査研究推進本部ホームページより引用加工

図1-1 地震空白域

(2) 計画の目的

本市では、地震による建築物等の倒壊又は損壊により生ずる、人的被害および物的被害を防止・軽減させ、市民の安全・安心を確保し、既存建築物等の耐震改修等を計画的に促進するため、耐震改修促進法第6条に基づく「第2期秋田市耐震改修促進計画」（以下「市促進計画」という。）を定めます。

なお、市促進計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

(3) 計画の位置付け

「市促進計画」は、国の基本方針に基づいて策定された「県促進計画」（第1期：平成19年3月、第2期：平成28年3月、第3期：令和3年3月）を踏まえ、策定しています。

また、本市がめざすべき将来都市像の指針である「県都『あきた』創生プラン」（第14次秋田市総合計画。令和3年3月策定中）に基づくとともに、「秋田市地域防災計画」（以下「市防災計画」という。昭和39年11月作成。平成31年3月修正）や「第2期秋田市住生活基本計画」（令和3年3月）、「秋田市国土強靱化地域計画」（令和2年8月）等の基本施策との整合を図りつつ定めるものです。

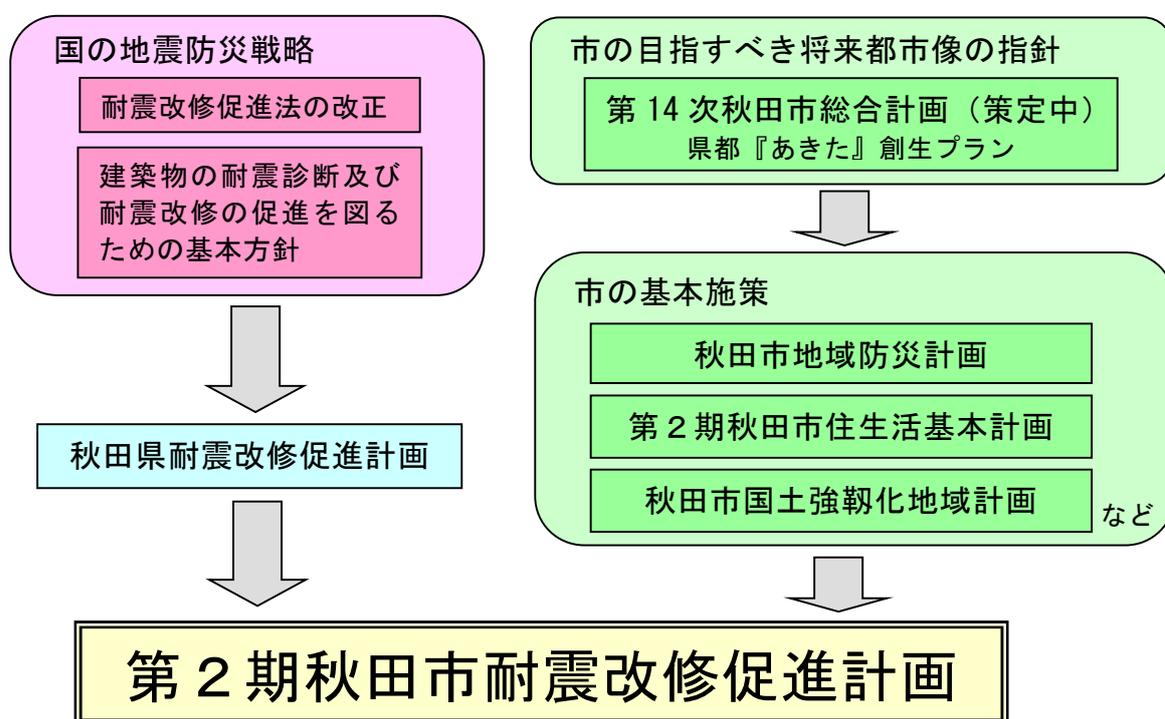


図1-2 第2期秋田市耐震改修促進計画の位置付け

(4) 対象建築物

本計画の対象となる建築物は、原則として建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前に建築された「住

宅」「特定建築物」「市所有建築物」とし、表1-2に示します。

なお、平成25年11月に改正された耐震改修促進法第16条では、「一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等」として、特定建築物以外の建築物の所有者に対して、耐震診断や耐震改修の実施に関する努力義務規定が新設されました。

本市では、この法改正の趣旨を尊重し、表1-2以外の建築物に対しても、本計画で示した施策等を必要に応じて適用します。

表1-2 第2期秋田市建築物耐震改修促進計画の対象建築物

種 類	備 考
住 宅	戸建て住宅、共同住宅、長屋住宅など
特定建築物	耐震改修促進法第14条各号に規定される特定既存耐震不適格建築物
法第14条第1号	<p>◆多数の者が利用する建築物</p> <p>学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム、その他多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの</p> <p>⇒表1-3「特定建築物一覧表（法第14条関連）」参照</p>
法第14条第2号	<p>◆危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物</p> <p>一定数量以上の火薬類、石油類その他の危険物の貯蔵場又は処理場</p> <p>⇒表1-4「特定建築物となる危険物の数量一覧」参照</p>
法第14条第3号	<p>◆地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物</p> <p>耐震改修促進法第6条第3項第2号の規定に基づき、市促進計画において指定された道路の沿道で、円滑な避難を困難とするおそれがある通行障害建築物</p> <p>⇒P7「(イ) 通行障害建築物の規模」参照</p>
市所有建築物	本市の所有する学校、公営住宅、庁舎などの建築物 ※市関連の地方独立行政法人等を含む

ア 多数の者が利用する建築物

耐震改修促進法において、耐震診断・耐震改修の実施について努力義務が課せられている特定建築物は、表1-3に示す用途や規模要件に該当する建築物です。このうち一定規模以上のものについては、必要な耐震診断および耐震改修が行われていない場合、指示の対象となります。多数の者が利用する建築物は、同法第14条第1号特定既存耐震不適格建築物に該当します。

表1-3 特定建築物一覧表(法第14条関連)

法	耐震改修促進法での用途区分	特定既存耐震不適格建築物の規模要件 (第14条各号)	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の規模要件 (第15条第2項)	耐震診断義務化の対象建築物の要件 (附則第3条第1項 要緊急安全確認大規模建築物) (義務化対象は旧耐震建築物)		
第14条 第1号	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ1,500㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ3,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上			
	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上		
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
	病院、診療所					
	劇場、観覧場、映画館、演芸場					
	集会場、公会堂					
	展示場					
	卸売市場					
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	ホテル、旅館					
	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿					
	事務所					
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム、その他これに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上		
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これに類するもの	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上		
	幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
	博物館、美術館、図書館					
	遊技場					
	公衆浴場					
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの					
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗					
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)					
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設						
保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物						
第14条 第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(P6参照)	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)		
第14条 第3号	その敷地が都道府県又は市町村耐震改修促進計画で指定された道路に接する通行障害建築物(P6参照)	政令で定める高さを超える建築物				

- ※ 法第5条第3項第1号に基づく要安全確認計画記載建築物(防災拠点建築物)は、県促進計画において記載されています。
- ※ 法第5条第3項第2号又は第6条第3項第1号に基づき指定された要安全確認計画記載建築物(避難路沿道建築物)は、県内にありません。(令和3年3月現在)

イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類および数量は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおりです。

表1-4 特定建築物となる危険物の数量一覧

危険物の種類	危険物の数量
① 火薬類（法律で規定）	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50万個
ニ 銃用雷管	500万個
ホ 信号雷管	50万個
ヘ 実包	5万個
ト 空包	5万個
チ 信管及び火管	5万個
リ 導爆線	500km
ヌ 導火線	500km
ル 電気導火線	5万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他の火薬を使用した火工品	10 t
その他の爆薬を使用した火工品	5 t
② 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類30 t 可燃性液体類20m ³
④ マッチ	300マッチトン ※)
⑤ 可燃性のガス（⑥及び⑦を除く。）	2万m ³
⑥ 圧縮ガス	20万m ³
⑦ 液化ガス	2,000 t
⑧ 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）	毒物20 t 劇物200 t

※) マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で7,200個、約120kg。

ウ 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

(ア) 地震発生時に通行を確保すべき道路

建築物が地震によって倒壊した場合、その敷地に接する道路の通行や多数の者の円滑な避難および避難者への緊急物資の輸送等の妨げとなることが考えられます。

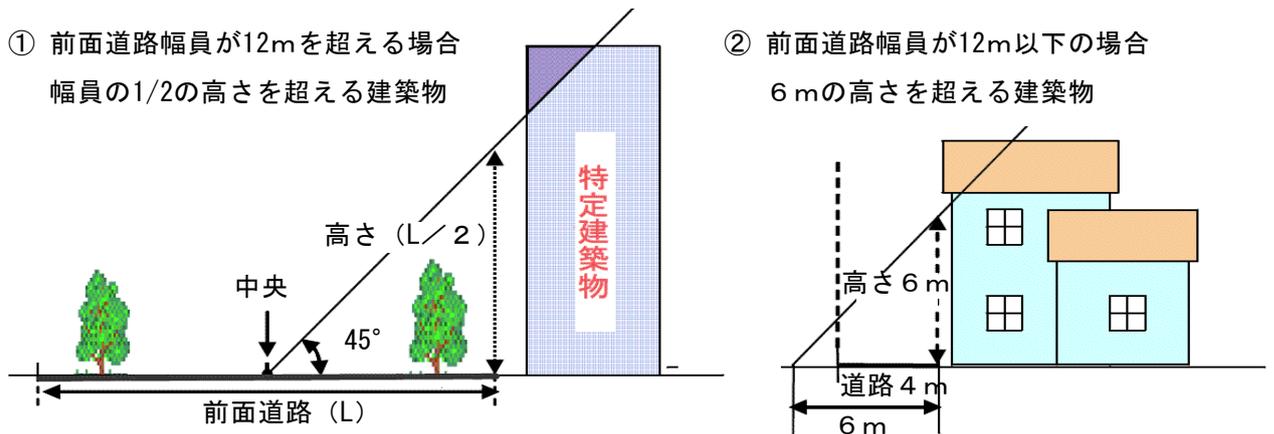
地震発生時に通行を確保すべき道路として、緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所に通じる道路等があげられます。このうち、「秋田県地域防災計画」（以下「県防災計画」という。）による「緊急輸送道路」を、耐震改修促進法第6条第3項第2号に基づく道路として指定します。

表1-5 緊急輸送道路の分類

第1次緊急輸送道路ネットワーク	県庁所在地、地方都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路
第2次緊急輸送道路ネットワーク	第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路
第3次緊急輸送道路ネットワーク	その他の道路

(イ) 通行障害建築物の規模

耐震改修促進法において通行障害建築物とは、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、前面道路の幅員が12m以下の場合には6mを、前面道路の幅員が12mを超える場合は道路幅員の1/2の距離を加えた数値を超えるものと定められています。



(国土交通省ホームページより)

図1-3 道路閉塞させる住宅・建築物

(ウ) 避難時に重要な道路

緊急輸送道路から県防災計画で指定する防災拠点（屋内・屋外）、市防災計画で指定する避難施設（屋内）および避難場所（屋外）に通じる道路を、「避難時に重要な道路」とします。



新潟県中越沖地震の状況（秋田市職員撮影）

写真1-1 道路閉塞状況

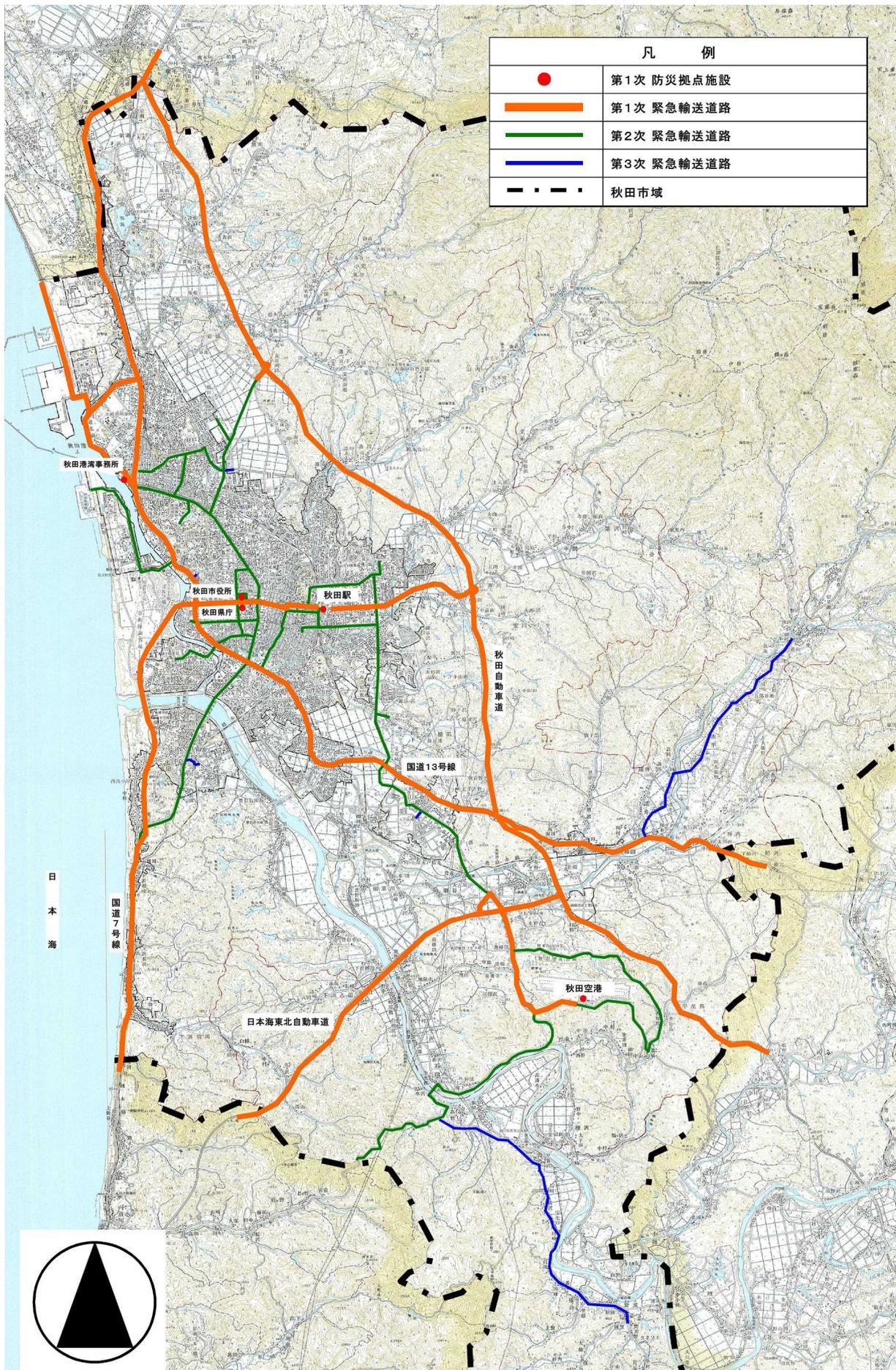


図1-4 緊急輸送道路ネットワーク図